

高知大学医学部附属病院認定再生医療等委員会委員

	要件	氏 名	所属・職名	備考
1	(1)再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者を含む2名以上の医学又は医療の専門家(ただし、所属機関が同一でない者が含まれ、かつ、少なくとも1名は医師又は歯科医師であること。)	古宮 淳一	法医学 教授	医師(同一医療機関)
2		藤枝 幹也	医学部 特任教授	医師(同一医療機関) 再生医療科学的知見
3		菊地 広朗	小児思春期医学 助教	医師(同一医療機関) 再生医療科学的知見
4		松永 智香	社会医療法人近森会近森リハビリテーション病院・看護部長	看護師(所属機関が同一の医療機関でない者)
5		中原 潔	高知工科大学総合研究所脳コミュニケーションセンター長/情報学群教授	本学と利害関係なし
6	(2)医学又は医療分野における人権の尊重について理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者	金子 努	金子努法律事務所 弁護士	本学と利害関係なし
7		藤田 博一	医学教育創造推進センター センター長 教授	生命倫理に関する識見を有する者
8		稲田 朗子	人文学部 准教授	医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家
9	(3)一般の立場に立って意見を述べられる者	池澤 裕子	なし	本学と利害関係なし
10		坂口 真知子	飲食店(さんかく茶や)経営	本学と利害関係なし

- (1)委員が5名以上であること。
- (2)男女両性で構成されていること。
- (3)本学と利害関係を有しない者が2人以上含まれていること。
- (4)同一の医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。)に所属している者が半数未満であること。
- (5)病院長を含まないこと。
- (6)前項第1号に掲げる委員には、再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者が1人以上含まれていること。
- (7)前項第1号に掲げる委員には、所属機関が同一でない者が含まれ、かつ、少なくとも1人は医師又は歯科医師であること。

成立要件

- (1)5名以上の委員が出席していること。
- (2)男女両性の委員がそれぞれ出席していること。
- (3)次に掲げる者がそれぞれ1人以上出席していること。ただし、アに掲げる者が医師又は歯科医師である場合にあっては、イを兼ねることができる。
 - ア 規則第4条第1項第1号に掲げる者のうち、再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
 - イ 第4条第1項第1号に掲げる者のうち、医師又は歯科医師である者
 - ウ 第4条第1項第2号に掲げる者
 - エ 第4条第1項第3号に掲げる者
- (4)出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。)と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。
- (5)本学と利害関係を有しない委員が含まれていること。

※成立要件に記載の規則とは、高知大学医学部附属病院認定再生医療等委員会規則である。